



平成23年2月 被扶養者実態調査を 実施します。

※健康保険証カード化に向けての実態調査です。

被扶養者実態調査って何？

被扶養者として認定された家族の方の実態は、日々変化があります。例えば「息子が就職した。」「娘が結婚し、夫の扶養に入った。」「同居の家族が別居した。」など、被扶養者でなくなるケースがあります。扶養削除の対象となれば、すみやかに健康保険組合に届けことが原則ですが、届出忘れがないか確認することが必要です。

なぜなら、被扶養者に認定された方は、保険料を支払うことなく保険で医療給付が受けられるからです。本来、被扶養者の資格がない方が医療給付を受けた場合は、被保険者や事業所の大切な保険料でその費用を支払うことになります。

また、健康保険組合は高齢者医療の支援金として、被扶養者一人当たり年間約44,000円を国に納めています。(ワールド健保の被扶養者分は、年間約1億8千万円です。)仮に医療費を使っていなくても、扶養の実体が無い方が被扶養者に登録されているだけで、無駄な支出をすることになります。そのため、健康保険組合は定期的に実態調査を行い、財政の安定化と適正な事業運営に努めています。



被扶養者実態調査

- 扶養調査対象：18歳以上の扶養家族の方すべて
- 配布時期：平成23年2月下旬
- 提出期限：平成23年3月末日

※調査対象の方には、2月末日までに「被扶養者実態調査表」を送付いたします。

被扶養者に認定される基準があるの？

- ① 被扶養者が、主に被保険者の収入によって生計を維持されている。
- ② 被扶養者に収入【注1】がある場合は被扶養者の年収が130万円未満【注2】であり、かつ被保険者の年収の半分未満である。
さらに別居の場合は被保険者からの仕送り額が被扶養者の収入より多い。
- ③ 3親等以内の親族である。
(同居が必要条件の場合有り)

【注1】収入とは、勤労収入(賞与、交通費も含む)・不動産収入・農漁業収入・利子収入・配当収入・恩給・年金・失業給付・傷病手当金・出産手当金等、全ての収入が対象です。

【注2】被扶養者の年収が130万円未満(60歳以上の方、または障害者の方は、180万円未満です。)

ポイント1

認定基準の①～③を満たせば、それだけでOKではありません。さらに被保険者の収入や扶養に至る事情、扶養能力、他の扶養家族の状況等により、生計維持関係が認められないと判断した場合、削除対象になる可能性もあります。経済的な扶養の事実と、その内容等を総合的に審査し、社会的・常識的に見て判断します。

ポイント2

年収は「一年間の収入が130万円(または180万円)を超えなければ良い。」という考え方ではありません。月ベースの収入が108,333円(または150,000円)を、恒常的に上回るようになったら認定基準から外れる状況になったといえます。

扶養についての疑問にお答えします

扶養 Q & A



Q. 扶養を外れるのは、どういう時ですか？

A. 被扶養者の収入(給与など)が、一定の水準を超えた場合に扶養を外れることになります。

現在扶養している方に、収入(給与など)がある場合は下記チェックリストで確認してください。以下のひとつでも当てはまる被扶養者は、削除対象者です。

- 被扶養者のひと月あたりの収入が108,333円を超過している(※60歳以上または障害認定者は150,000円)
- 被扶養者の収入が、被保険者の1/2以上の収入額がある
- 被扶養者が就職等で被保険者になった
- 別居の場合、毎月の送金額が、被扶養者のひと月あたりの収入額を下回っている

ひとつでも当てはまれば、削除が必要です。

「被扶養者実態調査表」がお手元に届く前に速やかに削除申請を行って下さい。

削除申請の方法

- ① 会社の窓口(給与厚生課など)に申し出て、「被扶養者異動届」を入手する。
- ② 削除対象の家族を赤字で記入し、保険証を添付。会社の窓口へ提出する。
- ③ 数日後、新しい保険証が交付されます。

Q. 扶養調査の際に必要な書類はありますか？

A. 被扶養者それぞれの状況に応じて、下記添付書類が必要になります。

被扶養者の職業など	必要な添付書類
学生の方	学生証のコピー
無職の方	3月末提出時、証明書類の添付は不要です。但し、7月頃に公的収入証明書(平成22年1月～12月分)を提出いただく予定です。
アルバイト・パートなど	雇用先の給与明細のコピー(直近3か月分)
自営業者など	平成22年分 確定申告書のコピー(平成23年3月申請分)



年金について	必要な添付書類
年金収入のある方	年金額改定通知書のコピー
60歳以上で年金収入のない方	年金保険被保険者期間の回答書(または見込み額照会回答書)

別居について	
(被保険者の会社都合による別居、子の学業による別居の場合は不要)	
被保険者と別居されている方	
必要な添付書類	送金証明(通帳のコピーなど)

その他、詳細につきましては、「被扶養者実態調査表」と一緒に送付する「必要書類添付確認表」を、確認のうえ提出をお願い致します。また、状況に応じて追加書類を依頼する場合があります。公平公正な厳正なる扶養審査を行う為にご理解と、ご協力をお願いいたします。

削除申請に関して、詳しくは会社の窓口(給与厚生課など)または、ワールド健康保険組合へお問い合わせください。▶

ワールド健康保険組合
☎外線 (078) 302-8185 内線711-4631